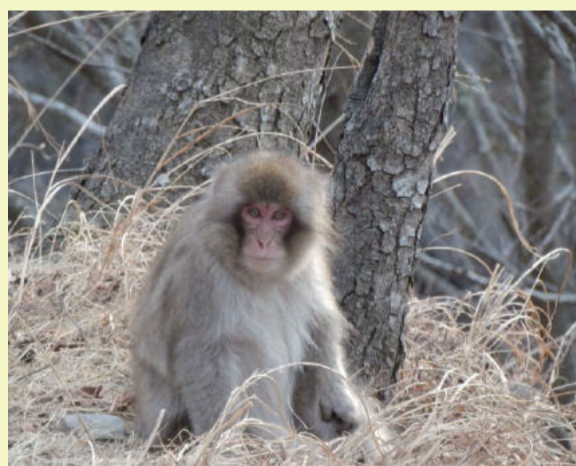


# 野生鳥獣による 農作物被害の傾向と対策



栃木県農政部農村振興課  
平成29年3月

# 栃木県の野生鳥獣による農作物被害状況

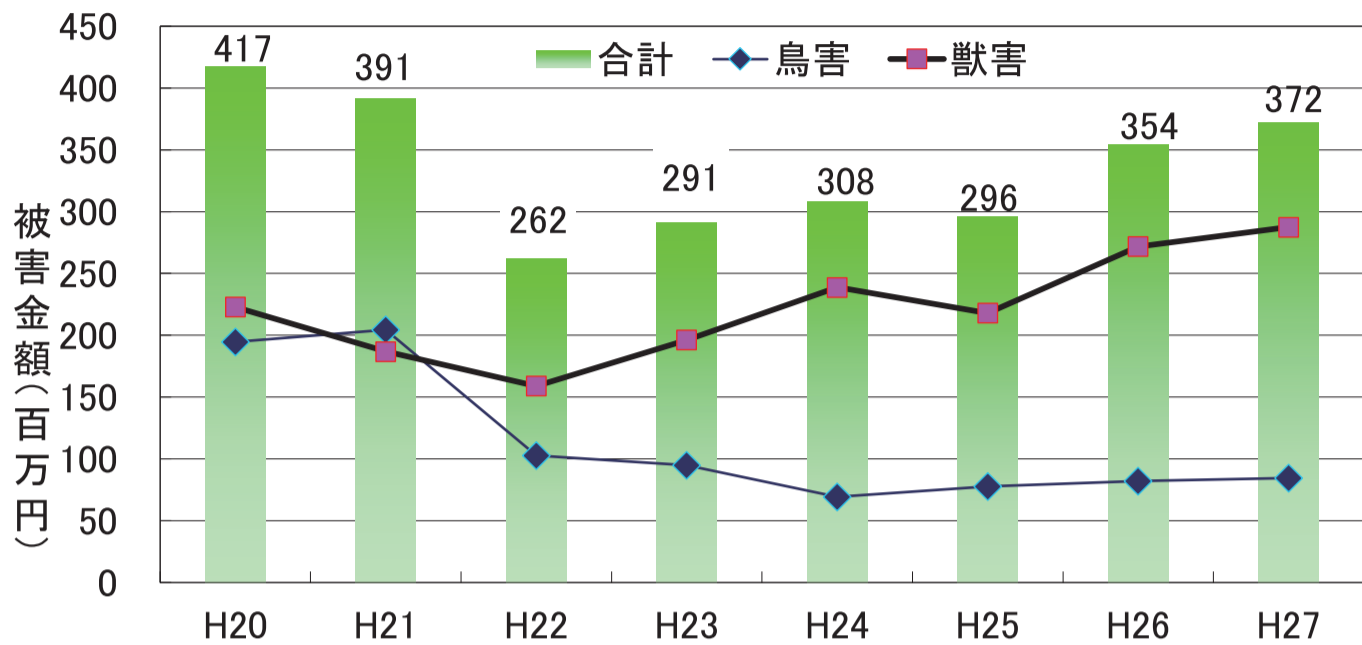


図1 農作物被害金額の推移(平成20年度～平成27年度)

平成22年度以降、被害金額は増加傾向にあります。  
鳥害は横ばいの推移に対し、獣害は増加しています。

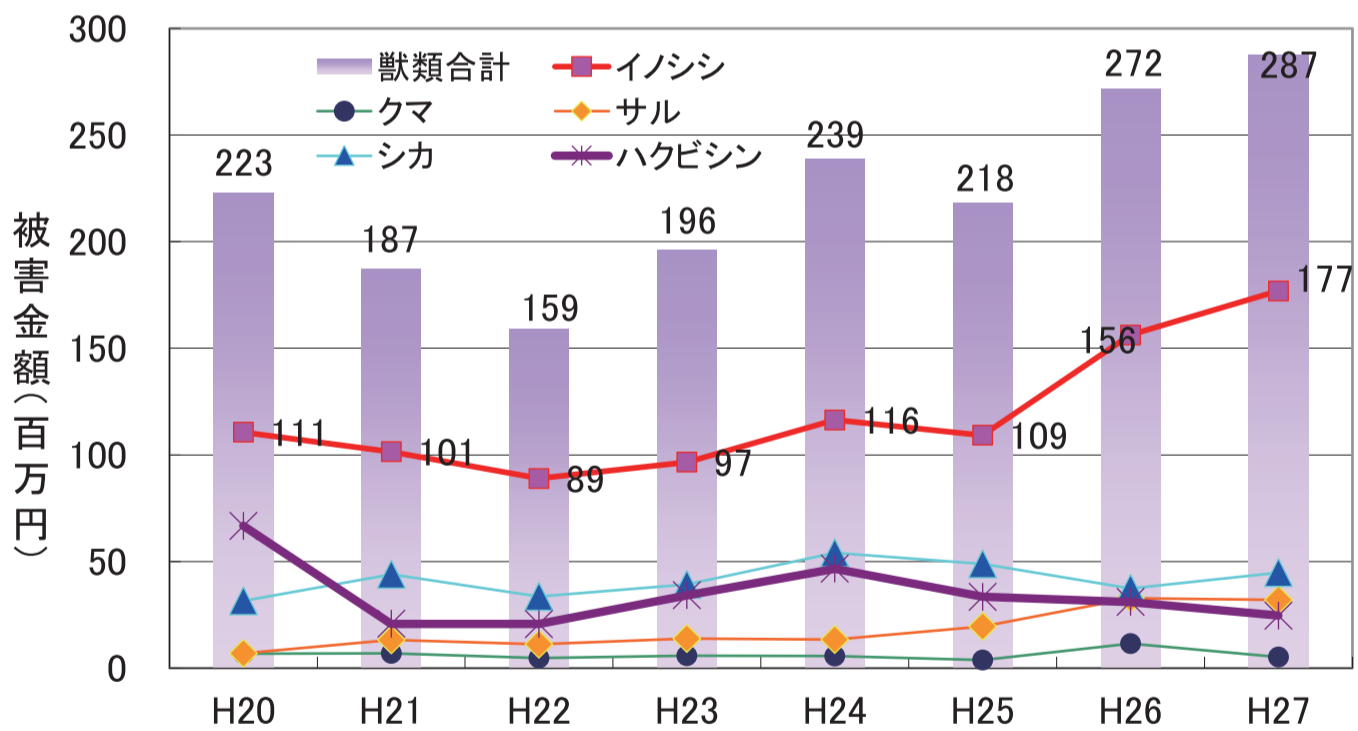


図2 獣種別被害金額の推移

平成27年度は獣害が過去最大となっています。  
イノシシの被害が最も多く、6割を占めています。

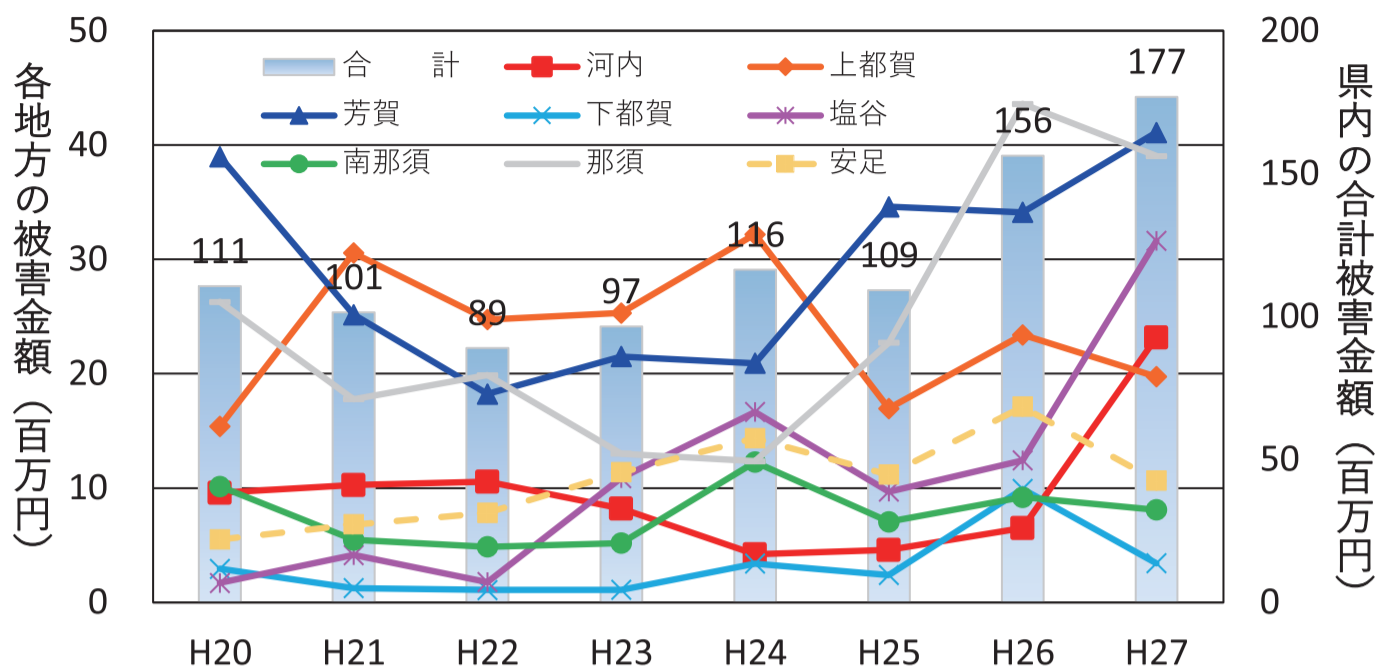
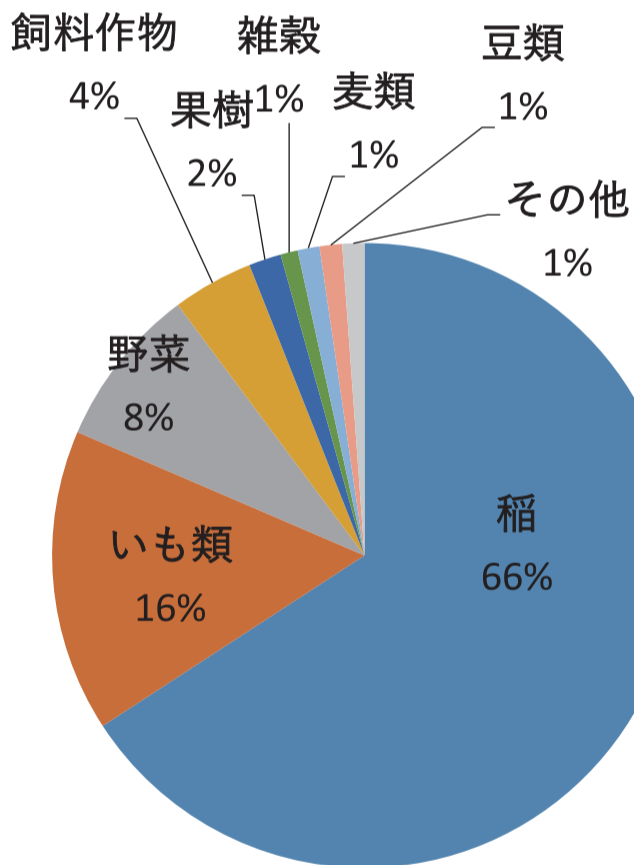


図3 各地方におけるイノシシによる被害金額の推移

これまでは被害が比較的少なかった地域でも、平成27年度に急増している地域があります。



イノシシによる被害金額合計 1億7千7百万円



〈イノシシによる稲の踏み倒し〉

図4 平成27年度イノシシによる農作物別被害内訳

稲の被害が最も多く、約7割を占めています。  
 ※出穂期以降(乳熟期)に被害が増加しますので、早めの対策が必要です。

## イノシシ被害の拡大状況

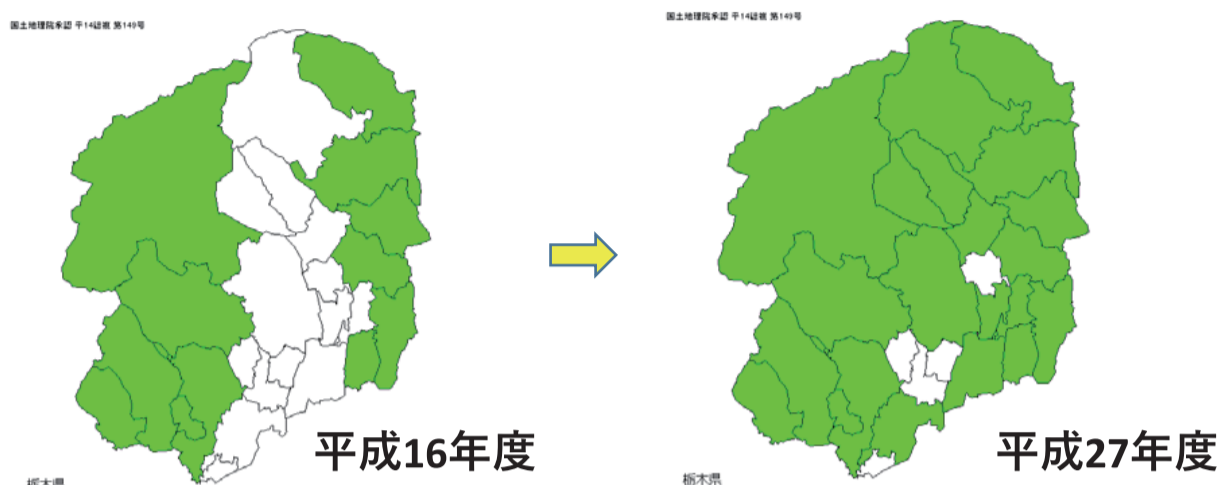


図5 イノシシの被害分布（各市町村からの農作物被害報告より作成）

緑色部分：調査年度までに被害報告があった市町村。

※現在（合併後）の市町村で作成。被害地域が限定的な市町村も全域を色付け。

**生息域拡大**により山間部だけでなく平坦部でも被害が見られます。

## イノシシによる被害を減らすには？

### ◆正しい知識を持ち、効果的な対策を講じる

イノシシの生態を知らず、被害発生の原因を明らかにできなければ、効果的な対策を実施することはできません。専門家（鳥獣管理士等）から正しい知識を学びましょう。

### ◆イノシシ対策に特效薬はない

捕獲だけでなく、イノシシを寄せ付けない環境づくりと農地や住宅地へ侵入を防止する柵の設置を**集落ぐるみ**で実施することが重要です。※個々での対策を実施した場合、対策をしていない近隣農地へ被害が分散してしまいます。

### ◆早期発見・早期対策

早期発見・早期対策を実践することで被害を最小限に抑えることができます。

栃木県では、獣害対策の知識を持つ『むらおこしプランナー』（鳥獣管理士等）の派遣を行っています。

むらおこしプランナー：地域の活性化に取り組む組織等に対し、自ら持つ地域づくり等に関する知識や経験をもとに助言や指導を行う者。平成29年3月現在、8名の鳥獣管理の専門家が登録されています。

## 鳥獣被害対策の基本 (3つの対策)



農作物の被害防除は地域・集落の住民が一体となって対策に取り組むことが大切です！

隠れ場となる藪などの刈払いを行い、農地周辺の見通しを良くするとともに、餌となる放任果樹や収穫残さを除去し、獣を農地や住居に寄せ付けない環境を整備しましょう。

### 【環境整備】

農地周辺の環境整備  
(藪などの刈払い、放任果樹の除去など)

**集落ぐるみで  
3つの対策を  
総合的に  
実施**

### 【防護】

侵入防止柵の  
設置



ワイヤーメッシュ柵、電気さくなどで獣の侵入経路を断ちましょう。  
※設置後の維持管理が重要です。  
電気さくは、後述の「電気さく設置について」に留意ください。

### 【捕獲】

有害鳥獣の  
捕獲



農地や住居に近づく獣を狙って捕獲しましょう。  
※捕獲には狩猟免許と許可が必要です。

## 具体的な取組の流れ

### STEP 1 集落での話し合い、勉強会

- ・地域の課題をみんなで共有し、解決の共通認識を持つ。
- ・野生動物の生態や習性、対策について専門家（鳥獣管理士等）から正しい知識を学ぶ。



<勉強会>

### STEP 2 集落点検

- ・集落を見て回り、被害や野生動物の出没状況を確認する。
  - ①動物の隠れ場所
  - ②被害作物、エサになるもの
  - ③野生動物の痕跡
  - ④対策状況 等
- ・点検後は、結果を大きな地図に記入・整理し、誰もが集落全体の状況をわかるようにする。



<集落点検>

### STEP 3 対策の検討と実施

- ・集落点検の結果を基に、対策の内容、進め方、役割分担を決める。
- ・専門家（鳥獣管理士等）から助言・指導を受ける。
- ・対策は集落全体で力をあわせて、3つの対策（①環境整備、②防護、③捕獲）を組み合わせる。
- ・対策は短期間で終了するのではなく、中長期的に継続する。

### STEP 4 対策の効果検証

- ・対策実施後、被害の軽減を確認する。
- ・被害減少が見られない場合には、対策の問題点を見つけ、改善する。

**鳥獣被害対策実施隊**※を中心に、総合的な鳥獣害対策に取り組むことが理想です。※P.6参照

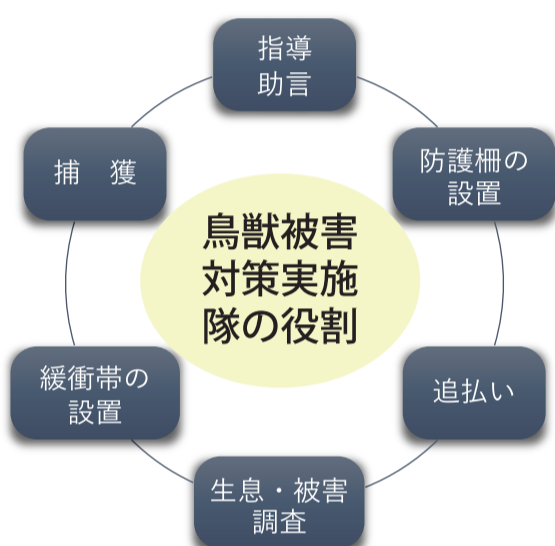
対策を実施したことで被害が減少した場合は、効果が現れている証です。そのまま継続しましょう。減少が見られない場合には、再度、集落点検を行い、問題点を見つけて改善しましょう。

## 鳥獣被害対策実施隊を設置しましょう

市町村は、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置等の**鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」**を設置することができます。

### 実施隊の活動とその効果

栃木県では、平成29年2月末までに6市町村で設置され、地域の鳥獣被害対策に取り組んでいます。



### 実施隊の活動例

#### 設置した市町村からの意見

- ・ 住民からの相談や要請に細やかな対応ができる。
- ・ 野生鳥獣による被害の早期発見と迅速な対応ができる。
- ・ 地域に知識や技術を効率的に広め、対策の普及を図れる。
- ・ 被害地域の定期的な巡回により、被害の予防的効果が期待できる。

### 鳥獣被害対策実施隊設置のメリット措置（一部）

#### < 隊員 >

- ・ 被害対策上の公務災害に対する補償を受けることができます。

#### < 市町村 >

- ・ 実施隊活動のために市町村が負担した経費の8割が特別交付税措置されます。
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金の重点配分等のメリット措置があります。

### 鳥獣被害対策実施隊の設置に当たっての必要な手続き

- ① 民間隊員の報酬や補償措置を条例で定めること
- ② 市町村長が隊員を指名または任命すること が必要です。

# 電気さく設置について

- 電気さくは、誤った設置では効果が得られない事例があります。専門家の指導を受け、正しく設置しましょう。また、効果を持続するためには、設置後の管理（除草等）が重要です。
- 県では、市町村や関係団体等と連携し、電気さくによる感電事故防止に取り組んでいます。電気さくについては、電気さく用電源装置や漏電遮断機の設置などによる安全対策が必要です。
- 電気さくを設置する場合、下記の事項について確認し、適切に設置しましょう。

## 「電気さく」とは？

- 田畑や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。
- 「電気さく」は、人に対する危険防止のために、電気事業法で設置方法が定められています。

**「電気さく」を設置する際の主な注意点**

家庭用電源から直接、電気さくに電気を供給させることは絶対に行わないでください。  
**人や家畜を死傷させる事故につながるおそれがあります。**

### 電源及び漏電遮断器

● **漏電遮断器の設置**  
 電気さくを公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合は、30ボルト以上の電源（家庭のコンセントなど）から電気を供給するときは、漏電による危険を防止するために、漏電遮断器を設置する必要があります。

### 電気さく用電源装置

● **開閉器（スイッチ）の設置**  
 電気さくに電気を供給する回路には、電気さくの事故等の際に、容易に電源から開放できるように、開閉器（スイッチ）を設置する必要があります。  
 ※電源装置本体に付属されており、容易に操作できる場合、外部に追加する必要はありません。

### 電気さく用電源装置の使用

● **危険である旨の表示**  
 電気さくを設置する場合は、人が見やすいように、適当な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行う必要があります。

● **感電注意 かんでんちゅうい**

経済産業省HPより抜粋

([http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2015/08/270831-2.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2015/08/270831-2.pdf))

## 【お問い合わせ先】

詳しくは、市町の鳥獣被害防止対策担当課、 栃木県農村振興課中山間地域担当 (TEL028-623-2334) 又は、最寄りの農業振興事務所へお問い合わせください。

- |               |                 |             |                 |
|---------------|-----------------|-------------|-----------------|
| ○河内農業振興事務所    | TEL028-626-3076 | ○上都賀農業振興事務所 | TEL0289-62-5236 |
| ○芳賀農業振興事務所    | TEL0285-82-4720 | ○下都賀農業振興事務所 | TEL0282-23-3425 |
| ○塩谷南那須農業振興事務所 | TEL0287-43-1252 | ○那須農業振興事務所  | TEL0287-23-2151 |
| ○安足農業振興事務所    | TEL0283-23-1455 |             |                 |